畜産環境対策総合支援事業等補助金交付事務取扱要領

制　　定　令和５年４月13日付け畜産第2715号農政部長通知
最終改正　令和８年５月27日付け畜産第514号農政部長通知

第１　趣旨

国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱（令和４年12月21日付け４農産第3508号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に基づく、畜産環境対策総合支援事業並びに家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業（以下「畜産環境対策総合支援事業等」という。）に関する事業実施計画の承認及び変更手続並びに補助金の交付については、交付等要綱、国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和４年12月21日付け４農産第3509号、４畜産第1954号農林水産省農産局長、畜産局長通知。以下「事業実施要領」という。）及び北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

第２　事業実施計画の承認

１　畜産環境対策総合支援事業等を実施しようとする事業実施主体（別表に掲げる事業実施主体をいう。以下同じ。）は、事業実施要領に定める様式により事業実施計画を作成し、市町村長（事業実施地区の範囲が２以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、原則として主に事業を行う区域を所管する市町村長とする。）を経由して総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に提出し、その承認を受けるとともに、関係する市町村長にその写しを提出する。ただし、全道又は複数の総合振興局若しくは振興局の区域を対象とする広域的な事業を行う事業実施主体（以下「広域的事業者」という。）は、知事（全道にわたり事業を行う場合に限る。）又は主たる総合振興局長等（複数の総合振興局若しくは振興局の区域を対象とする広域的な事業において主たる事業を行う区域を所管する総合振興局長等をいう。）に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、実施計画書を提出するときは、別紙様式の事業実施計画総括表を添付することとし、補助金交付申請先となる市町村と事前に必要な調整をするものとする。

２　総合振興局長等（主たる総合振興局長等を含む。以下同じ。）は、１で提出のあった事業実施計画の承認を行う場合は、あらかじめ、農政部長に協議するものとする。

第３　事業実施計画の変更

事業実施主体は、承認を受けた事業実施計画について、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の内容の変更であって、交付等要綱第15に定める場合にあっては、第２の例により事業実施計画の変更の手続を行うものとする。

第４　補助金の交付申請書類

１　規則第３条の２の規定による補助金の交付申請は、別記第１号様式の補助金等交付申請書に、次に掲げる関係書類を添えて、事業実施主体若しくは取組主体（事業実施要領別紙２第３又は別紙３第３に定めるものをいう。以下同じ。）の所在する市町村長又は広域的事業者（以下「補助事業者」という。）が第２に準じ総合振興局長等に対し行うものとする。ただし、全道にわたり事業を行う広域的事業者にあっては、知事に対して申請を行うものとする。

（１）補助金等交付申請額算出調書（別記第２号様式）
（２）経費の配分調書（別記第３号様式）
（３）事業予算書（別記第４号様式）
（４）資金収支計画書（別記第５号様式）（申請者が市町村である場合を除く。）
（５）事業計画書（別記第６号様式）
（６）電子交付申出書兼メールアドレス確認書（別記第７号様式）（道から補助金の交付を申請しようとする者に対して行われる通知等について、電子交付（通知等の内容を記録した電磁的記録に、電子署名を行い、補助金の交付を申請しようとする者がクラウド上で受領できる交付方法）を希望する場合に、提出すること。）

２　補助金等交付申請書の提出は、次により行うものとする。

（１）提出期限　別に指示する日
（２）提出先　　総合振興局又は振興局（広域的事業者にあっては、農政部生産振興局畜産振興課）

第５　補助金の交付申請額

補助金の交付申請は、畜産環境対策総合支援事業等の実施に要する経費（以下「補助対象経費」という。）に別表に定める補助率等を乗じて得た額の範囲内で行うものとする。ただし、事業実施主体等が消費税法（昭和63年法律第108号）第30条の規定による課税仕入れに係る消費税額の全部又は一部を課税標準額に対する消費税額から控除される事業者に該当し、消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）72条の83に規定する「地方消費税の税率」を乗じて得た金額とを合計した金額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）の額が明らかなときには、補助対象経費に補助率等を乗じた額から、当該事業実施主体等における消費税等仕入控除税額を減じた金額の範囲内で交付申請を行うものとする。

ただし、交付申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

補助金等交付申請額＝（補助対象経費×補助率等）－（事業実施主体等における消費税等仕入控除税額）

第６　補助金の交付の決定等

１　知事又は総合振興局長等は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定を行い、別記第８号様式により、申請者に交付の決定の内容及び交付の条件を通知するものとする。

２　知事又は総合振興局長等は、第５のただし書きの場合にあって、事業実施主体等において消費税等仕入控除税額を減じずに補助金の交付の申請を行った場合には、１の指令書に定める条件のほか、次に掲げる条件を追加するものとする。

（１）補助事業者は、規則第14条の実績報告（以下「実績報告」という。）を行うに当たって、各事業実施主体等における消費税等仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

（２）補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により事業実施主体等における消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第９号様式によりその金額（実績報告において、（１）により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事又は総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、当該補助金について、消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税等仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定があった日の翌年の５月31日までに、同様式により知事又は総合振興局長等に報告しなければなりません。

３　前項の（２）また書の条件に基づき、補助事業者から報告があった場合は、総合振興局長等は、当該年の６月15日までに農政部長に報告するものとする。

４　知事又は総合振興局長等は、補助金の交付の決定に当たり、補助対象事業を概算払ができるものと認めた場合又は補助対象事業を遂行する上で周知させる事項がある場合には、指令書とともに別記第10号様式で補助事業者にその旨の通知をするものとする。

５　補助事業者が、事業実施主体等に対し補助金を財源とする助成（以下「間接補助事業」という。）を行う場合にあっては、当該助成金の交付決定に当たって、別記第８号様式において定める条件及び２に定める条件と同一の条件を付すこととする。この場合にあっては、「知事（総合振興局長等）」とあるのを「市町村長」と読み替えるものとする。

第７　申請の取下げ

１　補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に不服があるときには、補助金の交付の決定の通知を受理した日から10日以内に、別記第11号様式の補助金等交付申請取下書を提出して、申請を取り下げることができるものとする。

２　１の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

３　総合振興局長等は、補助金の交付の申請の取下げがあったときには、農政部長に報告するものとする。

第８　契約等

１　事業実施主体等は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一

般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は指名競争に付し、又は随意契約をすることができるものとする。

2　事業実施主体等は、前項により契約しようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、交付等要綱別記様式第２号により農林水産省の機関及び国土交通省北海道開発局の機関から指名停止等を受けていない旨の申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については競争入札等に参加させてはならない。

3　補助事業者が間接補助事業を行う場合にあっては、当該補助金の交付決定に当たって、事業実施主体等に対し第１項及び前項に定める条件と同一の条件を付することとする。

第９　事業の変更

1　補助事業者は、次に該当する変更において、知事又は総合振興局長等の承認を受けようとする場合には、別記第12号様式の補助事業等変更承認申請書に第４に掲げる関係書類を添えて、申請を行うものとする。

（１）取組主体ごとの補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次に掲げる変更

ア　事業費の30パーセントを超える増減

イ　補助金額の30パーセントを超える減又は補助金額の増

（２）補助対象事業の内容の変更

ア　事業実施主体及び取組主体の変更

イ　成果目標の変更

2　知事又は総合振興局長等は、１の変更を承認するときには、別記第13－１号様式又は別記第13－２号様式の変更指令書で補助事業者に通知するものとする。

第10　事業の中止又は廃止

1　補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときには、別記第14号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書に関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に承認の申請を行うものとする。

2　知事又は総合振興局長等は、１の中止又は廃止について承認するとき又は不承認のときには、別記第15号様式で補助事業者に通知するものとする。

3　総合振興局長等は、２の承認又は不承認を通知するに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。

第11　事業の執行の遅延又は不能

1　補助事業者は、補助対象事業が期限までに完了しないとき、当該年度内に完了する見込みがないとき又はその遂行が困難となったときには、別記第16号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書に別記第17号様式の繰越等実施計画書及び別記第18号様式の事業遂行状況報告書を添えて、速やかに知事又は総合振興局長等に報告し、その指示を受けるものとする。

2　知事又は総合振興局長等は、１について補助事業者に事業遂行を指示するときには、別記第19号様式で行うものとする。

3　総合振興局長等は、３の事業遂行を指示するに当たっては、報告書等の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。

第12　事情変更

1　知事又は総合振興局長等は、補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときには、規則第８条により次のいずれかの措置をとるものとする。

（１）補助金の交付の決定の全部又は一部の取消し

次の様式で補助事業者に通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第20－１号様式	別記第20－２号様式
一部の取消し	別記第20－３号様式	別記第20－４号様式

（２）補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件の変更

別記第20－５号様式で補助事業者に通知するものとする。

2　総合振興局長等は、１の（１）により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

第13　概算払

1　補助事業者は、概算払の申請をしようとするときには、別記第21号様式又は別記第22号様式（広域的事業者が申請をする場合に限る。）の補助金等概算払申請書に関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。ただし、第５のただし書により補助金等交付申請時に各事業実施主体等における消費税等仕入控除税額を減じて申請を行った補助事業者の概算払申請額は、消費税等仕入控除税額を減じて計算した額とするものとする。

2　知事又は総合振興局長等は、概算払をすることと決定したときには、別記第23号様式で補助事業者に通知するものとする。

第14　事業遂行状況報告

補助事業者は、事業実施年度の12月31日現在において、交付等要綱別記様式第５号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の１月31日までに知事又は総合振興局長等に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。ただし、概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告に代えることができるものとする。

第15　事業の遂行命令

1　知事又は総合振興局長等は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って補助対象事業を遂行していないと認めるときには、別記第24－１号様式で補助事業者にその遂行を命ずるものとする。

2　知事又は総合振興局長等は、補助事業者が１の命令に従わないときには、別記第24－２号様式で補助事業者に補助対象事業の一時停止及び是正措置を命ずるものとする。

3　知事又は総合振興局長等は、補助事業者が２の命令に従い是正措置を講じたときには、別記第24－３号様式で補助事業者に一時停止の解除を命ずるものとする。

4　知事又は総合振興局長等は、補助事業者が２の命令に従わないときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとし、次の様式で補助事業者に通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第20－１号様式	別記第20－２号様式
一部の取消し	別記第20－３号様式	別記第20－４号様式

5　総合振興局長等は、４により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

第16　工事の完成等

1　補助事業者は、建設工事の完成及び機械器具の導入が完了したときには、別記第25号様式のしゅん功届又は別記第26号様式の機械導入完了報告書に関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。

なお、間接補助事業における補助事業者（以下「間接補助事業者」という。）は、事業実施主体から建設工事の完成及び機械機器の導入完了の報告を受け、工事完成検査等を行い、別記第25号様式のしゅん功届又は別記第26号様式の機械導入完了報告書に関係書類を添えて知事又は総合振興局長等に提出するものとする。

2　知事又は総合振興局長等は、規則第13条第２項の規定により建設工事の検査を行うときには、北海道請負工事検査要領（昭和46年８月６日付け局総第373号副出納長通達「北海道請負工事検査要領の制定について」）、農政部所管工事検査方法書（昭和46年８月６日付け改一第417号農地開拓部長通達）、北海道請負工事施行成績評定要領（平成10年２月18日付け建情第686号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「北海道請負工事施行成績評定要領の制定について」）及び工事施行成績評定基準の設定及び北海道請負工事施行成績評定要領の運用について（平成10年２月18日付け管理第999号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）を準用してこれを行うものとし、検査結果については別記第27号様式の補助事業等に係る建設工事完成検査調書で明らかにするものとする。

第17　実績の報告

補助事業者は、補助対象事業が完了したとき（補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）又は道の会計年度が終了したときには、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の４月10日のいずれか早い日までに、別記第28号様式の補助事業等実績報告書に次に掲げる関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。

また、道の会計年度が終了したときに行う実績報告書には、併せて別記第31号様式の補助事業遂行計画書を添付するものとする。

（１）補助金等精算書（別記第29号様式）

（２）事業精算書（別記第30号様式）

（３）事業実績書（別記第６号様式）

第18　補助金の確定額

補助金の確定額は、補助対象事業に要した経費の実支出額と交付決定した補助対象経費（変更した場合は変更後の補助対象経費とする。）の額とのいずれか低い額に補助率等を乗じて得た額の合計額とする。

第19　額の確定

１　知事又は総合振興局長等は、規則第15条に定める額の確定を通知するときには、別記第32－１号様式で行うものとする。

２　知事又は総合振興局長等は、補助金の額の確定に伴い、既に確定額を超える補助金が交付されているときには、別記第32－２号様式で補助事業者にその超過額の返還を命ずるものとする。

第20　交付状況の報告

総合振興局長等は、補助金の額を確定したとき又は道の会計年度が終了したときに行う実績報告書を受理したときは、当該補助金に係る交付状況を取りまとめ、別記第33号様式の補助金交付状況報告書に第17の補助事業等実績報告書の副本１部を添えて、速やかに知事に報告するものとする。

第21　帳簿及び書類の備付け

補助事業者及び事業実施主体等が備えるべき帳簿及び書類（以下「帳簿等」という。）は、事業実施要領別添２の第３に定める帳簿等とする。

第22　財産の処分

１　補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で、次に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときには、知事又は総合振興局長等に対し事業実施要領別添２の第５の３及び別添３の第５の３により財産処分の承認申請を行い、その承認を得るものとする。

（１）不動産

（２）前号に掲げるものの従物

（３）１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

２　間接補助事業における事業実施主体等は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で、１の（１）から（３）に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助事業者の承認を得るものとする。

この場合において、補助事業者は事業実施主体等に対し財産処分の承認をしようとするときは、あらかじめ事業実施要領別添２の第５の３及び別添３の第５の３により財産処分の承認申請を総合振興局長等に提出し、その承認を得るものとする。

３　１及び２の規定は、補助事業者が補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める耐用年数（国庫補助事業で大蔵省令に定めのない財産については、期間の定めなく。）に相当する期間を経過した場合、及び補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載してある場合は、この限りではない。

４　知事又は総合振興局長等は、１及び２の申請に係る承認又は不承認について、別記第34号様式で補助事業者に通知するものとする。ただし、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年５月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより、報告書の受理をもって、承認があったものとみなされる場合は、この限りではない。

５　総合振興局長等は、４の通知をするに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。

第23　交付決定の取消し及び補助金返還

1　知事又は総合振興局長等は、第12及び第15の規定のほか、規則第17条により、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件その他法令若しくはこれに基づく知事又は総合振興局長等の処分に違反したときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

2　知事又は総合振興局長等は、1について補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、次の様式で補助事業者に通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第20－１号様式	別記第20－２号様式
一部の取消し	別記第20－３号様式	額の確定前　別記第20－４号様式 額の確定後　別記第20－６号様式

3　総合振興局長等は、２により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

第24　工事雑費

工事雑費については、事業実施要領別添２の第４の３及び別添３の第４の３によるものとする。

第25　特例措置

1　補助対象事業の着手（機械等の発注を含む。）又は着工（以下、「着工等」という。）は、原則として、第６に定める補助金の交付の決定の通知を受けて行うものとするが、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急、かつ、やむを得ない事情により、補助金の交付の決定の通知前に着工等する必要がある場合には、事業実施主体は、事業実施要領別紙２の第７の４及び別紙３の第７の２に定める交付決定前着工届をあらかじめ補助事業者を経由して、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。

2　総合振興局長等は、１により提出を受けた場合は、その必要性を検討の上、農政部長に報告するものとする。

第26　事業実施の手続

1　この要領に定めるもののほか、事業の実施や事業により整備した施設等の管理運営等において必要な諸手続は事業実施要領別添２の第１及び第５により行うものとする。この場合にあっては、「都道府県知事」とあるのを「知事又は総合振興局長等」と読み替えるものとする。

2　総合振興局長等は、１により事業実施要領別添２の第５の３又は４の届け出等があった場合は、必要な指導及び調整等を行うとともに、農政部長に報告し、必要に応じその指示を受けるものとする。

第27　電子メールによる申請等

補助事業者は、補助金の交付の申請、届出、その他この補助事業に関し道に行う通知については、当該申請等に係る書類の電磁的記録を別に指定する電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第28　補助金の交付等に関する権限の委任

この補助金の交付決定、補助金の額の確定その他補助金の交付に関する知事の権限は、総合振興局長等に委任するものとする（事業実施主体が広域的事業者である場合を除く。）。

第29　額の再確定

補助事業者は、当該補助金の額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事又は総合振興局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出するものとする。

第30　補助金調書

地方公共団体である補助事業者は、補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、交付等要綱別記様式第11号による補助金調書を作成しておかなければなりません。

附則

1　この要領は、令和５年４月13日から施行する。

附則（令和６年３月５日付け畜産第2529号）

1　この要領は、令和６年３月５日から施行する。ただし、改正前の要領に基づきこの改正通知の適用前に補助金の交付決定を受けた事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附則（令和８年５月27日付け畜産第514号）

1　この要領は、令和８年５月27日から施行する。ただし、改正前の要領に基づきこの改正通知の適用前に補助金の交付決定を受けた事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表（第２、第５）

事業内容	事業実施主体	取組主体	補助率
１　畜産環境対策総合支援事業 (1) 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業 (2) 畜産・土づくり施設等導入支援事業 (3) 畜産環境関連施設等導入支援事業	国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領別紙２の第２に定めるものをいう。	国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領別紙２の第３に定めるものをいう。	定額又は２分の１以内
２　家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業	国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領別紙３の第２に定めるものをいう。	国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領別紙３の第３に定めるものをいう。	２分の１以内